明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**六）　一

〔告　示〕
○農薬を登録した件（**農林水産**四三一、四三二）　二
○農薬を再登録した件（**同**四三三）　三
○道路に関する件（**東北地方整備局**二三、二四）　六
○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**関東地方整備局**五三）　七
○道路に関する件（**同**五四、五五）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**四六～四八）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**三九～四三）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**二五、二六）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**二七～二九）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**三四、三五）　八
○自動車専用道路を指定する件（**同**三六）　九

〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十二年度船員災害防止実施計画に関する公示（国土交通省）　九
限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　一三
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一五
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一五

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等に関する公示関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○文部科学省令第六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十二日

文部科学大臣　川端　達夫

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

附　則

表

第　号

エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第14項の規定による
立　入　検　査　証

写真

職名
氏名

押出スタンプ

年　月　日生
年　月　日交付
年　月　日まで有効

文部科学大臣　印